

平成 29 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 アライドアーキテツ株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 中村 壮秀  
 (コード 6081 東証マザーズ)  
 問 合 せ 先 執行役員 CFO 山口陽平  
 (TEL 03-6408-2791)

**第三者割当による行使価額修正条項付第 12 回新株予約権（行使許可条項付）及び  
 第 13 回乃至第 15 回新株予約権（行使許可条項付・「TIP」）の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 5 月 19 日付の取締役会において決議いたしました、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当によるアライドアーキテツ株式会社第 12 回乃至第 15 回新株予約権（以下、それぞれを「第 12 回新株予約権」、「第 13 回新株予約権」、「第 14 回新株予約権」及び「第 15 回新株予約権」といい、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、平成 29 年 6 月 5 日、本新株予約権に係る発行価額の総額（3,306,000 円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成 29 年 5 月 19 日付プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第 12 回新株予約権（行使許可条項付）及び第 13 回乃至第 15 回新株予約権（行使許可条項付・「TIP」）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成 29 年 6 月 5 日
(2) 発行新株予約権数	8,000 個
(3) 発行価額	総額 3,306,000 円（第 12 回新株予約権 1 個当たり 752 円、第 13 回新株予約権 1 個当たり 530 円、第 14 回新株予約権 1 個当たり 291 円、第 15 回新株予約権 1 個当たり 80 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	800,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 第 12 回新株予約権 200,000 株 第 13 回新株予約権 200,000 株 第 14 回新株予約権 200,000 株 第 15 回新株予約権 200,000 株 第 12 回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は 3,710 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 200,000 株です。
(5) 調達資金の額	4,039,306,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第 12 回新株予約権 3,710 円 第 13 回新株予約権 4,500 円 第 14 回新株予約権 5,400 円 第 15 回新株予約権 6,600 円 第 12 回新株予約権の行使価額は、第 12 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第 12 回

	<p>新株予約権の下限行使価額は3,710円（別紙第12回新株予約権発行要項第11項による調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます）、上限行使価額はありません。第13回乃至第15回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。なお、第12回新株予約権の下限行使価額は平成29年5月18日の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値と同水準に設定されていることから、本新株予約権の行使は全て発行決議日の直前取引日の終値よりも高い水準でのみ行われることとなります。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店
(9) その他	<p>当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る新株予約権買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可書の到達日（同日を含み、行使許可書の到達が取引所における取引時間終了後の場合にはその翌日とします。以下同じです。）から30営業日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、当該行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨定められます。また、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨定められます。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上